

令和6年経済センサス—基礎調査

産業別民営事業所数、従業者数及び常用雇用者数(雇用者のいない個人経営の事業所を除く)

	総数		
	事業所数	従業者数	うち、常用雇用者数
全 産 業	2,830	34,375	31,153
農 業 , 林 業	103	1,068	806
漁 業	-	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	15	15
建 設 業	351	2,971	2,621
製 造 業	198	6,817	6,539
電気・ガス・熱供給・水道業	6	126	123
情 報 通 信 業	19	76	71
運 輸 業 , 郵 便 業	61	1,262	1,211
卸 売 業 , 小 売 業	719	7,283	6,680
金 融 業 , 保 険 業	58	738	712
不動産業, 物品賃貸業	101	385	300
学術研究, 専門・技術サービス業	101	655	558
宿泊業, 飲食サービス業	303	3,376	3,015
生活関連サービス業, 娯楽業	187	1,690	1,505
教育, 学習支援業	60	950	831
医療, 福祉	303	4,899	4,313
複合サービス事業	31	332	326
サービス業 (他に分類されないもの)	228	1,732	1,527

【用語の解説】

**事業所**

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・一定の場所(1区間)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

**従業者**

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていないとしても従業者とする。

**常用雇用者**

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。したがって、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人(臨時雇用者)は含まない。